

能評発0520第1号  
平成26年5月20日

文部科学省  
生涯学習政策局  
参事官（連携推進・地域政策担当）殿  
初等中等教育局  
教育課程課長 殿  
児童生徒課長 殿

厚生労働省  
職業能力開発局能力評価課長

「目指せマイスター」プロジェクトの推進、技能検定試験を活用した技能習得等、児童・生徒を対象とした技能振興に係る取組みへの協力について（依頼）

当省の技能振興等の取組みに関わり、日頃から御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、労働行政においては、ものづくり分野（製造業及び建設業）を重点とした技能労働者の確保・人材育成が重要な課題に掲げられております。このため、厚生労働省では、「目指せマイスター」プロジェクトとして、「ものづくりマイスター」(※)による工業高校等の生徒等に対するものづくり実技指導、小・中学校や高等学校における授業等での「ものづくりの魅力」発信、また、技能検定試験を活用した学校教育における技能習得などの総合的な取組みを進めることとしております。児童・生徒を重点とするこれら事業の効果的推進に当たっては、学校教育を所掌する文部科学行政の協力が不可欠です。

つきましては、下記の事項を御参照の上、「目指せマイスター」プロジェクトの趣旨等及び技能検定を活用した技能向上の推進について、都道府県・市区町村教育委員会並びに小・中学校、高等学校（特に工業科を置く高等学校）及び専修学校等に周知し、活用促進をいただくよう、お取り計らい願います。

※ 厚生労働省「ものづくりマイスター」とは、ものづくり分野（製造業又は建設業）の職種について、優れた技能・豊富な経験を有するなどの条件を満たし、若年技能者人材育成支援等事業において認定を受けた方です。

## 記

### 1 「目指せマイスター」プロジェクトの概要

(1) 「目指せマイスター」プロジェクトとは、「若年技能者人材育成支援等事業」の一環として、若者に対して、在学段階からものづくり産業・技能の魅力伝えるため、優れた技能や経験を有する「ものづくりマイスター」による若者への意識啓発・実技指導などの総合的な取組を重点的とするものであること。

- ① 若者及び児童・生徒にものづくり技能習得の機会を与える取組
- ② 若者及び児童・生徒のものづくり分野への入職に資する取組
- ③ 児童・生徒、並びに教職員及び保護者等への「ものづくりの魅力」を伝える取組
- ④ 児童・生徒、並びに教職員及び保護者等のものづくりの意義に関する理解深化に資する取組

### (2) 平成 26 年度の重点的な取組み内容等

ア 工業高校等の生徒等に対する取組について

工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による実技指導

(ア) 実技指導の実施に当たっては、目標を定め、目に見える形で目標達成度を把握可能とすることにより、技能習得意欲の向上のほか、効果的な技能向上を図ることとしている。このため、平成 25 年度において重点的に実施した技能競技大会の競技課題を活用した実技指導に加え、技能検定試験（下記 2 参照）の実技試験課題等を活用した実技指導を積極的に実施することとしている。

〔工業高校等における実技指導例〕

- ① 第 2 学年 技能検定 3 級の課題を活用した実技指導による技能習得
  - ② 第 3 学年 次のいずれかを生徒等の希望により選択
    - ・技能検定 2 級の課題を活用した実技指導による技能習得
    - ・技能競技大会の競技課題を活用した実技指導による技能習得
- (イ) 上記(ア)のほか、ものづくり分野への就職促進及び就職後の雇用の安定に資する課題を用いた実技指導など、生徒等の状況に応じた技能習得も可能としている。

イ 小・中学校及び高等学校の児童・生徒に対する取組について

(ア) 小・中学校及び高等学校の授業等へのものづくりマイスターの派遣による講義（製作実演も実施可能）、児童・生徒自らのものづくり体験

- a ものづくりマイスターが高度な技能を活かした実演等を通じ、「ものづくりの魅力」を生徒に発信することで、ものづくりの意義に関する理解深化に資するものである。
- b 児童・生徒自身がものづくり体験を行うことができるものとし、ものづくりマイスターがその指導に当たることとしている。

(イ) 借上げバスを利用した事業所・訓練施設等見学

- a 見学先については、日帰りの地域を対象としている。
- b 見学のみではなく、ものづくりマイスターによる講義（製作実演も実施可能。上記(ア)の a に同じ。）を併せて行うこととしている。

ウ 教職員及び保護者を対象とした取組等について

授業等でものづくり体験を行う場合には、教職員の方々も児童・生徒の指導に当たっていただくことを前提としている。また、ものづくり分野での人材確保等に関し、保護者の理解深化が不可欠となっている。このため、必要に応じ、事前に、教職員を対象とした講習を実施するなど、教職員及び保護者を対象とした「ものづくりの魅力」発信を行うこととしている。

エ その他

ものづくりマイスターが働く職場での職場体験実習の実施等を予定しており、適宜、都道府県技能振興コーナーから情報提供等を行うこととしている。

(3) ものづくりマイスターの実技指導等の取組みについての周知、活用促進

別添資料を用いるなど、ものづくりマイスターの実技指導等のメニューについて、都道府県・市区町村教育委員会並びに小・中学校、高等学校（特に工業科を置く高等学校）及び専修学校等に周知していただくとともに、積極的な活用を促進していただきたい。

なお、各都道府県技能振興コーナーが実技指導の派遣等の受付やこれに係る相談などを行っており、各学校からの照会・相談に積極的に対応することとしている。

2 技能検定試験を活用した技能習得について

(1) 技能検定及び同 3 級の概要

技能検定制度は、製造業、建設業など、ものづくりをはじめとする分野での労働者等の有する技能の程度を評価する国家検定制度であり、試験に合格すると、合格証書の交付が行われ、「技能士」と名乗ることができ、確かな技能を有しているという証明となる。

このうち、技能検定 3 級については、初級の技能及びこれに関する知識を問う、主に若年者を対象とした等級となっており、工業高校等への入学と同

時に受検資格が得られる。また、3級の技能検定合格者については、2級の受検資格が得られるなど、更なる技能向上が可能な仕組みとなっている。技能検定3級の試験は、ものづくり分野に係る職種を中心に、職種数を増やしてきており、機械加工職種、機械保全職種、建築大工職種など現在、43職種で実施しており、これまで多くの生徒等が合格している。

(2) 技能検定の実施について

平成26年度においては、前期の申請受付期間を4月7～18日、後期の申請受付期間を10月6～17日としている。本年度は、工業高校等の生徒等がより受検しやすいものとなるよう、新たに

①化学分析職種に3級を設置すること

②機械検査職種3級について試験の実施回数を前期及び後期の2回に増やすこと

としている。

(3) 技能検定の周知等について

ア 本年度の技能検定試験の実施内容について取りまとめた別添パンフレット等を活用し、対象となる学校、生徒等への周知をいただきたい。

イ ポータルサイトの活用

今般、新たに技能検定制度等に係る情報をわかりやすく取りまとめたポータルサイト「技のとびら」を開設したところであり、積極的に御活用願いたい (URL ; <http://www.waza.javada.or.jp/>)。

対象；工業科を設置する高等学校、専修学校等

## ～ 工業高校等の生徒等を対象とした実技指導の実施 ～

（「目指せマイスター」プロジェクト）

厚生労働省においては、工業高校等の生徒等に対するものづくり実技指導を積極的に実施することとしています。

※ 労働行政においては、ものづくり分野（製造業及び建設業）を重点とした技能労働者の確保・人材育成が重要な課題となっております。このため、「目指せマイスター」プロジェクトを推進することとし、若者に対して、在学段階からものづくり産業・技能の魅力を伝えるため、優れた技能や経験を有する「ものづくりマイスター」による若者への意識啓発・実技指導などの総合的な取組を重点的実施することとしています。

**【指導者等】**      ものづくり実技指導は厚生労働省「ものづくりマイスター」が行います。

※ 「ものづくりマイスター」とは、ものづくり分野（製造業及び建設業）の職種について、優れた技能・豊かな経験を有するなどの条件を満たし、厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」において認定し、活動する方です。

**【派遣回数等】**      それぞれの生徒等は、1年の間に、10回までものづくりマイスターによる実技指導を受けることができます（個別指導可）。1回の実技指導は3時間程度を予定しています。

機器については学校に備えているものを使いますが、材料費は、一人1回2,000円を限度に本事業により提供します。

**【課題】**              実技指導に当たっては、過去に実施された技能競技大会の競技課題、技能検定の実技試験課題を用います。また、工業高校等から企業への就職に資するような課題設定も可能です。

**【効果】**              技能競技大会における優秀な成績確保、技能検定受検・合格を目標とした実技指導により、短期間で、効果的な技能向上が見込まれます。

就職先の決定に重要な職種を決めかねている新規学卒予定者に対して、職種の決定につながるような実技指導もできます。

## 【実技指導例】



< 建築大工の実技指導 >



< アーク溶接の実技指導 >



< 普通旋盤の実技指導 >

連絡先；都道府県技能振興コーナー

不明な点など、お気軽に相談願います。

都道府県技能振興コーナーから、各学校に対して、講演への参加等のご案内をいたします。

対象；小学校、中学校及び高等学校

## ～ 学校で「ものづくりの魅力」発信を行います ～

（「目指せマイスター」プロジェクト）

厚生労働省においては、小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象としたものづくり体験等を実施することとしています。

**【趣旨】** 労働行政においては、ものづくり分野（製造業及び建設業）を重点とした技能労働者の確保・人材育成が重要な課題となっております。このため、「目指せマイスター」プロジェクトを推進することとし、若者に対して、在学段階からものづくり産業・技能の魅力を伝えるため、優れた技能や経験を有する「ものづくりマイスター」による若者への意識啓発・実技指導などの総合的な取組を重点的に実施することとしています。

**【指導者等】** 講義・指導は厚生労働省「ものづくりマイスター」が行います。  
※ 「ものづくりマイスター」とは、ものづくり分野（製造業及び建設業）の職種について、優れた技能・豊かな経験を有するなどの条件を満たし、厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」において認定し、活動する方です。

**【小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象とした「ものづくりの魅力」発信の具体的内容】**

### 1 ものづくり体験等

ものづくりマイスターを派遣し、学校の授業等で講義（製作実演も可）を行います。併せて、児童・生徒自身がものづくり体験を行うことができます。

(1) 1回2時間程度を予定しています。

所要時間は実施内容により異なりますが、2職種のものづくり体験を実施することも考えられます。

児童・生徒のものづくり体験の材料は、一人500円を限度に本事業で提供します。

(2) ものづくり体験等を実施する際には、教職員の方々のご協力を前提としております。事前に、当該学校の教職員を対象とした「ものづくりの魅力」講座等の実施について、都道府県技能振興コーナーからご相談させていただきますので、担当の教職員の参加をお願いいたします。

### 2 製造業の事業所又は建設業の作業現場、訓練施設の見学

貸切バスを利用し、製造業の事業所又は建設業の作業現場、訓練施設などのものづくりに関係する現場視察ができます。

また、学校ではできない機械加工等の製作実演を見学いただけることとしています。

3 上記のほか、都道府県技能振興コーナーにおいては、以下の取組を進めていくこととしており、適宜、各学校に対してご案内等いたしますので、ご活用願います。

- ① ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習
- ② その他各都道府県技能振興コーナーの企画による取組

#### 【小学校での講義等の実施（例）】



<万華鏡のものづくり体験>



<電動糸鋸を使った使用したものづくり体験>

#### 【中学校における現場視察等（例）】



<鉄工所の見学>





<食料品製造工場の見学>

連絡先；都道府県技能振興コーナー

不明な点など、お気軽に相談願います。